

平成9年5月22日

我が国では最近、そのあるべき姿として科学技術創造立国が声高に謳われ、幅広い支持を得ている。そうした考えに一つの拠り所を与えるべく科学技術基本法が一昨年に制定され、また、その実現をより確実なものにするために科学技術基本計画が昨年、策定された。その中には厳正な評価を実施すべきことが明記されており、その大綱的指針を定める目的をもって本小委員会が発足、論議が行われた。

しかしながらやや根源にまで遡って考えるならば、敢えて今このような指摘を受けるまでもなく、良識ある人間の社会においては公的資金、公的施設を用いて事を行おうとするとき、その内容を広く一般の人々に知らせ、事後には実態を報告するとともにそれに対する評価を受けることは当然であり、本来あらゆる分野で行われるべき事柄である。

一国における科学技術の研究開発についても例外ではなく、実際に仕事をする研究者・技術者、ならびにそれを監督する立場にある諸省庁の両者ともにこうした態度が求められる。ただ、科学技術そのものは、一般行政、経理などに比べてそれを理解するために専門的知識を必要とする部分が多く、その評価を直接、国民に委ねることにはときとして無理をとまなう。当事者たちと国民一般との間に何等かの審判・解説者を必要とする所以であり、ここでいう評価者とは、実は、このような役目を負う者にほかならない。したがってその評価も最終的には国民一般――恐らく、その各々がそれぞれに異なった「物差し」をもっているであろう――の判断に委ねるべきであり、そのような観点からすれば、いわゆる評価者の評価は、きわめて重要な意味をもつとはいいいながらも、いわば中間的なものであるとも言い得る。すなわち、ここでいう評価なるものの内容として最も基本とすべき点は、国費により賄われている科学技術に関する研究開発の実態をできるだけ正確に、できるだけ分かりやすく、かつ意見、すなわち評価結果を付して国民に明示することであるといえよう。このような態度は、研究者・技術者が国民と共に我が国における科学技術の将来を真剣に考える姿勢にも通ずるものである。

科学技術基本計画にいう科学技術とは、科学ならびに技術全般であり、したがってその研究開発の内容、性格も極めて多岐に亘っている。それらの中には、明確な目的のみなら

ず期限までも指定されているような開発事業であって評価が比較的容易なものから、純基礎的な研究のごとく実際にはほとんど評価不可能とさえいわれるものまで、各種各様のものが存在している。それらの評価に当たり、それぞれの性格に相応しい、多様な「物差し」ならびに「手立て」を必要とすることは当然である。また、人権・プライバシーならびに知的所有権に配慮し、学問の府における研究の自由を尊重する姿勢は最も基本的な要件の一つである。

一応の評価を終え、最終的な国民一般の判断を待つまでもなく、何等かの改善すべき点が明らかに指摘された場合には、国費の有効利用という立場からも速やかに適切な措置を講ずる必要がある。ただこのような場合、ともすれば評価という言葉が与えがちな後ろ向き姿勢のみでなく、優れているものはさらに伸ばし、より良い研究開発を目指すなど、前向きな評価、助言、支援も併せ行うべきであろう。

自分たちの仕事が一義的には国民に対する奉仕であることを弁え、また、真の評価とはいかに難しいものであるかを知り、評価者はいかなる意味においても傲慢であってはならない。評価者もまた、国民による評価の対象となることを銘記すべきである。

このような考え方の下に、適切な評価活動が行われるならば、その結果は、まさしく科学技術基本計画に示された目的、すなわち研究開発の効果的推進にも沿うものであると信じられる。